



旭川市大町2条10丁目173番地の82KRビル

| 建設連合 | TEL : 0166-52-2845 FAX : 0166-53-7162

| 協同組合 | TEL : 0166-59-2201 FAX : 0166-59-2205

No.19

2025.9



目次

ページ 1	最低賃金改定について
ページ 2	国保組合からのお知らせ
ページ 3	労働保険事務組合 一人親方組合からのお知らせ
ページ 4	その他のお知らせ

令和7年度都道府県別 最低賃金改定予定一覧（地域によって改定予定日は異なります）

北海道	1,075円	石川	1,054円	岡山	1,047円
青森	1,017円	福井	1,053円	広島	1,083円
岩手	1,016円	山梨	1,052円	山口	1,043円
宮城	1,038円	長野	1,061円	徳島	1,043円
秋田	1,031円	岐阜	1,065円	香川	1,036円
山形	1,019円	静岡	1,097円	愛媛	1,019円
福島	1,018円	愛知	1,140円	高知	1,016円
茨城	1,074円	三重	1,087円	福岡	1,057円
栃木	1,068円	滋賀	1,080円	佐賀	1,020円
群馬	1,063円	京都	1,122円	長崎	1,017円
埼玉	1,141円	大阪	1,177円	熊本	1,016円
千葉	1,140円	兵庫	1,116円	大分	1,018円
東京	1,226円	奈良	1,051円	宮崎	1,016円
神奈川	1,225円	和歌山	1,043円	鹿児島	1,017円
新潟	1,050円	鳥取	1,030円	沖縄	1,016円
富山	1,062円	島根	1,033円		

北海道の適用は令和7年10月4日を予定しています

最低賃金が変わります



【国保組合からお知らせ】

健康保険証の有効期限が まもなく終了します！

お手元の健康保険証の有効期限が令和7年11月30日で切れるため、12月1日以降有効のものを令和7年11月に窓口にて一斉交付致します。

※すでに資格情報のお知らせをお持ちの方、9月2日～12月1日に70歳に到達する方は対象外となります。

◆マイナ保険証登録無しの方

資格確認書が交付されます。

一有効期限

令和7年12月1日から

令和9年7月31日まで《1年半》

◆マイナ保険証登録有りの方

資格情報のお知らせが交付されます。

一有効期限

70歳未満：令和7年12月1日から

無期限

70歳以上：令和7年12月1日から

令和8年7月31日まで

12月以降の医療機関の受診方法は？

《マイナ保険証登録無しの方》

資格確認書で受診します。

《マイナ保険証登録有りの方》

マイナ保険証で受診します。

カードリーダーの設置がない医療機関等を受診する場合や、カードリーダーに不具合があった場合はマイナ保険証と資格情報のお知らせの両方のご提示が必要となります。

※資格情報のお知らせ単体では受診することができません。

詳細案内文は9月末頃発送予定です。

健康診断のお知らせ

11月30日にレディース健診・集団健診を開催します。

検査料は無料です。

※オプション検査代は当日支払いが必要です。

◆会場

はらだ内科内視鏡健診クリニック

◆時間

レディース健診↓8時から10時まで

集団健診↓11時から12時まで

家族同時↓10時から11時まで

◆対象者

16歳以上の建設国保ご加入者で今年度健康診断を受診されていない方

◆締切日

11月14日（金）まで



インフルエンザ予防接種をご希望の方は健康診断と同時に受けていただくことができます。

当日接種料金をお支払いいただきますが、補助金制度のご利用で全額実費補助が受けられます。当日会場にて補助金申請が可能です。

なお、今回のレディース・集団健診は令和8年2月8日（日）で今年度最後になります。

ご自身の健康管理のため、定期的な健康診断を習慣にしましょう。

詳細案内文は9月末頃発送予定です。

令和7年分納入証明書 発行スタート

令和7年分の健康保険料の納入証明書の発行が始まります。

12月分の健康保険料を納入された方から順次発行致します。

※未就学児世帯支援補助費と産前産後期間の保険料が還付されている場合は、納入証明書の合計額から還付分を差し引いて確定申告が必要となりますので、ご注意ください。



確定申告に必要な書類ですので、大切に保管してください。

健診は特定健診受診券で 受けることができます

【特定健診受診券とは】

受診券が使用できる医療機関で提示すると、無料で健康診断を受けることができます。

ご希望の方は、旭川支部までご連絡ください。

◆受診期間

9月から翌年3月

◆対象

40歳（今年度）から74歳

《注意》

支部主催の健診やかかりつけの病院で健診を受けた方は使用できません。

レクリエーションを開催しました

8月24日に北広島市エスコンフィールドで開催の野球試合観戦に行ってきました。今回も多数のご応募があり、抽選で当選された46名の皆様にご参加いただきました。試合は北海道日本ハムファイターズVS福岡ソフトバンクホークスの首位攻防戦。当日はチケット完売。エスコン到着後は自由行動で各自昼食をとったり試合観戦をしていただきました。夏祭りや肉祭り等のイベントも行われており、エスコンは沢山の人でにぎわっていました。試合は両チームとも一歩も譲らぬ投手戦が続き0対0のまま延長戦となりましたが、残念ながら現地では試合の結果を観ることができませんでした。

結果10回延長サヨナラ勝利となり、帰りのバスの中で皆様と勝利を分かち合いました。皆様終始早めの行動で、とてもスムーズにレクリエーションを進めることができました。天候にも恵まれ、何事もなく無事に帰ってくることができました。ありがとうございました。

また組合員様やご家族の方が参加したくなるようなレクリエーションを企画、開催予定です。来年もたくさんのご応募お待ちしております！



【労働保険事務組合からお知らせ】

10月から育児・介護休業法が変わります

令和7年10月1日より、育児・介護休業法が改正され「仕事と子育ての両立」がよりしやすくなるよう制度が整えられます。

今回の改正では、特に小学校就学前のお子さんを育てる方にとって、働き方の選択肢が広がります。

改正のポイント

①柔軟な働き方のための制度が義務化

企業は3歳以上小学校就学前の子を育てる社員に対し、下記5つの中から2つ以上の支援制度を用意することが義務付けられます。

- ◎時差出勤やフレックスタイム制度
- ◎テレワーク（月10日以上）
- ◎保育施設やベビーシッターなどのサポート

- ◎年10日以上養育支援休暇
- ◎1日6時間などの短時間勤務制度

②仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

企業は子が3歳になるまでの社員に対して、柔軟な働き方制度の内容を個別に説明し利用意向の確認を行う必要があります。

妊娠・出産時の申し出や、子供が3歳になる前のタイミングで、勤務時間・勤務地などについて本人の希望を聞き、配慮することが求められます。

今回の改正に伴い、就業規則の見直し等が必要になります。

ご相談などは担当までお気軽にお問合せ下さい。



雇用保険法改正 教育訓練休暇給付金とは？

雇用保険法の改正により、従業員が無給で教育訓練を受けるための休暇を取得する場合に休暇中の生活費を支援するための給付を受けるための制度として「教育訓練休暇給付金」が令和7年10月1日より創設されます。

要件として、休暇開始前2年間に被保険者期間が通算12ヶ月以上あることなど基本手当と同様の条件が課されており、原則として雇用保険の被保険者期間が5年以上ある労働者が対象になる見込みです。支給日数については、取得した教育訓練休暇の日数に応じて支給されます。

制度導入や活用方法など、いつでもご相談ください！

若年層の扶養条件が 引き上げになりました

令和7年10月から健康保険における被扶養者の認定基準が一部変更されます。

これまで年間130万円未満とされていた収入基準が、19歳以上23歳未満（年末時点）のご家族については150万円未満まで引き上げられることになりました。

対象は配偶者を除き、お子様やご親族が該当します。学生かどうかは問われません。進学や就職準備でアルバイトをされているご家族がいる場合、これまで扶養認定が難しかったケースでも、今回の改正により再度認定される可能性がります。該当のご家族にとっては、扶養維持の選択が広がる変更となります。

第2期労働保険料納期は 10月31日（金）までです

口座引落の方は10月31日に引落になります。

保険料は全額国へ納めるため、銀行等でお振込みされる場合の手数料はお振込入様のご負担をお願い致します。

振込手数料を引いて納入された場合は、後日改めて納付していただくこととなりますのでご注意ください。

旭川信金にお口座をお持ちの 事業主様！

お支払いを自動振替にすると事務委託手数料の口座引落手数料が無料です！

※労働保険料は全額国へ納めるため手数料がかかりません。

ぜひ自動振替でのお支払いをご検討ください！

技能講習 随時受付中

（株）PCTの技能講習の受付が、始まっています。ご希望の講習がございましたら、受講日の1か月前までに当組合までご連絡ください。定員に達している場合は受講できないことがあります。

また、助成金のご活用をお考えの方はお申し出下さい。

※社長・役員で報酬扱いの方・同居の親族のみの建設業者は対象外です。

※一人親方は助成金の対象とはなりません。

ご不明な点がございましたら当組合までお気軽にお問合せ下さい。

【一人親方組合からお知らせ】

加入証明書の再発行が 有料になります

令和8年度より加入証明書の再発行が有料になります。

- A4サイズの証明書
再発行：1枚 100円
- カード紛失時の再発行：1枚 500円

アンケートにご協力を お願い致します！

再発行有料化に伴って、加入証明書のスマホでの会員証表記を検討する為、アンケートを実施致します。ご協力よろしく願います。

- ①左のQRコードを読み込み、メールを作成してください。

- ②回答：のところに当てはまる番号を入力し、メールを送信してください。



マイナンバー、期限切れに注意！

マイナンバーカードには2つの有効期限があります。

◆カード本体の有効期限：発行から10年

※発行時に未成年だった方は5年

◆電子証明書の有効期限：発行から5年

令和7年、マイナンバーカードの「有効期限切れ」に該当する方が全国的に大幅に増加する見込みです。

これは令和2年から実施されたマイナポイント事業などにより、カードを取得した方が非常に多く、その5年後にあたる令和7年に、電子証明書の有効期限が一斉に到来することが背景にあります。

Q 有効期限が切れるとどうなる？

マイナンバーカードは有効期限が切れると、**本人確認書類としての利用ができなくなります**。(マイナンバーカード更新に当たって新しいカードの交付を受ける際など、有効期限切れのカードが本人確認書類として認められるケースを除く。)

電子証明書は有効期限が切れると、**マイナポータルにログインすることができなくなるほか、証明書のコンビニ交付、e-Tax等の電子申請などが利用できなくなります**。

なお、電子証明書の有効期限が切れた場合でも、**期限切れから3か月間はマイナ保険証としての利用は可能ですが、その後電子証明書の更新を行わなければ、マイナ保険証の利用はできなくなります**。

その場合半月前頃に「資格確認書」が自動発行されます。

Q 更新手続きはどうやってやる？

手続きは各市区町村の窓口で行います。

マイナンバーカードの有効期限を迎える方には2〜3か月前に通知書が届きます。

通知書が届いたら、同封物を確認し、早めに更新手続きを行います。更新にかかる手数料は、無料です。更新後のマイナンバーカードの受取や、電子証明書の更新は、代理人が行うことも可能です。

Q 有効期限を確認するには？

マイナンバーカード本体の有効期限は、カードの表面に印字されています。

電子証明書の有効期限は、カードの表面(発行の際にご自身で記入したもの)又はパソコンやスマートフォンからマイナポータルを通じて確認することができます。

Q 今持っている従来の健康保険証はどうなる？

昨年12月からのマイナ保険証の本格運用開始に伴い従来の紙またはプラスチックの健康保険証の新規発行はすでに終了しています。

現在お持ちの健康保険証は、多くの方が今年中に有効期限が切れてしまいます。

マイナ保険証を登録していない方や、マイナンバーカードを持っていない人には、保険証の代わりになる「資格確認書」が発行されます。

発行のタイミングは保険証の有効期限が切れる半月前頃とされています。

Q 有効期限の切れた保険証を気づかず病院へ持参してしまった場合は？

厚生労働省の方針により、保険証の有効期限が切れただとでも令和8年3月31日までは、10割の医療費自己負担を求められることなく通常通り(原則3割負担)で医療機関を受診できることとなっています。

保険証の有効期限が切れた後は、マイナ保険証が代わりとなる資格確認書のいずれかを提示するのが原則ですが、期限切れ保険証に記載された被保険者番号などから保険資格を確認できれば、医療費の全額を負担する事なく、通常通りの自己負担割合で診療を受けることができます。

ですが、この措置は来年3月までの暫定的な対応になりますので、未対応の方は早めの準備をおすすめします。



社会保険の適用拡大、段階的に開始

令和7年6月に成立した年金制度改革法により、社会保険の事業規模要件が段階的に撤廃され加入対象が企業規模に関わらず広がっていく制度改革が決定されました。

現在は社会保険に加入するためには、従業員数が51人以上の企業に勤務する必要がありますが令和9年10月からこの要件が段階的に撤廃されます。

最終的には令和17年10月にすべての企業が対象になる見通しです。

◆具体的なスケジュール

令和9年10月から	36人以上
令和11年10月から	21人以上
令和14年10月から	11人以上
令和17年10月から	規模に関わらずすべての企業

また、従来月額賃金が8・8万円(年収換算で約106万円)以上であることが求められていましたが、この要件も撤廃される見込みです。

これにより週20時間以上働く短時間労働者は、企業の規模に関わらず社会保険に加入できるようになります。

本改正は令和17年まで段階的に進みますが、今から対象となる従業員の洗い出しや制度理解を進めておくことが重要になります。

10月より

HPがリニューアルします！

建設連合旭川地方建設組合・協同組合労務厚生事業協会のホームページがリニューアルされます。

組合員様へ向けた法改正などの最新情報が随時更新されております。

又、労働保険料の納期や健康診断のご案内など、さらに見やすく組合員さまへお届けいたします！
ぜひホームページをご覧ください！